

食中毒注意報、警報実施要領

(昭和41年6月25日付け薬発第125号)
改正 平成24年11月21日付け薬第1287号

1 趣 旨

食中毒の発生しやすい状態になったと認めた場合に、消費者及び食品関係事業者に対し、食品の取扱いについて注意を喚起することにより、食品衛生意識の高揚を図り、もって、食中毒の発生を未然に防止する。

2 食中毒注意報、警報発表者

島根県健康福祉部

3 食中毒注意報、警報発表条件

注意報、警報は下表の発表条件により運用する。

| 期間 | 内容 | 発表基準 | 有効期間 |
|-----|-----|---|--|
| 夏季 | 注意報 | 前2日間の最高気温が30℃以上で平均湿度が70%以上であり、今後同様の気象が見込まれる場合 | 1週間 |
| | 警報 | 食中毒発生のおそれがあると特に認められた場合 | 適宜 |
| 冬季 | 注意報 | 10月1日以降で感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の報告数が10を超えた場合 | 3月31日まで |
| | 警報 | 同報告数が16を超えた場合 | 次のいずれかに該当する日まで 1) 3月31日 2) 同報告数が4週連続で6未満となる日 |
| その他 | 警報 | 食中毒発生のおそれがあると特に認められた場合 | 適宜 |

4 伝達方法

関係各課、食品関係団体に連絡するとともに、各報道機関の協力も得ながら県下全域に周知を図る。